

## 別表(第3条関係)

### 羽曳野市広告掲載基準

- 1 市が発行する広告媒体であることに鑑み、内容及び表現が、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものであること。
- 2 屋外広告にあつては、その内容及びデザインが、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、次の各号のいずれかに該当し、又は都市の美観風致を損なうおそれがないこと。
  - (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
  - (2) 彩度の高い色、原色又は金銀色を広範囲に使用するもの
  - (3) 景観と著しく違和感があるもの
  - (4) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
  - (5) デザイン若しくはその意味が不明なもの又は公衆に不快感を起こさせるもの
- 3 屋外広告にあつては、その内容及びデザインが、交通の安全を阻害するおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当するものではないこと。
  - (1) 過度に鮮やかな模様、色彩等を使用するもの
  - (2) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
  - (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの又はこれらに類するものを使用するもの
  - (4) 読ませる広告、4コマ漫画その他のストーリー性のあるもの
  - (5) デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
  - (6) 絵柄や文字が過密であるもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがあるもの
- 4 次に掲げる業種若しくは事業者又は商品等の広告でないこと。
  - (1) 法人税(個人にあつては所得税)、消費税及び地方消費税、法人事業税(個人にあつては個人事業税)並びに法人市民税(個人にあつては市府民税)を滞納している者
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する業種
  - (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業
  - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規

程により更生手続開始の申立てをしている者

- (5) 法令に違反しているもの
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) たばこ
- (9) ギャンブルに係るもの
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設又は国家資格等に基づかない者が行う療法を行う施設
- (11) 人材募集広告などにおいて、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

5 次に掲げる内容の広告でないこと。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (3) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (4) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (5) 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (7) 誇大な表現や根拠のない表示、誤認を招くような表現があるもの
- (8) 射幸心を著しくあおる表現があるもの
- (9) 責任の所在が明確でないもの
- (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの（出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。）
- (11) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- (12) 残虐な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
- (13) 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
- (14) ギャンブル等を肯定するもの
- (15) 青少年の身体、精神又は教育に有害なもの

備考 ウェブサイトに係る広告については、当該広告のほか、その広告がリンクしているページ内容についてもこの基準を適用する。